

議案第38号

鋸南地区環境衛生組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

南房総市長 渡辺 秀和

鋸南地区環境衛生組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和9年3月31日をもって鋸南地区環境衛生組合を解散する。